

## ▶事務所所在地

### 【本店】

〒101-8359

東京都千代田区西神田3-8-1

千代田ファーストビル東館3階

Tel.03-3512-7650 Fax.03-3512-7660

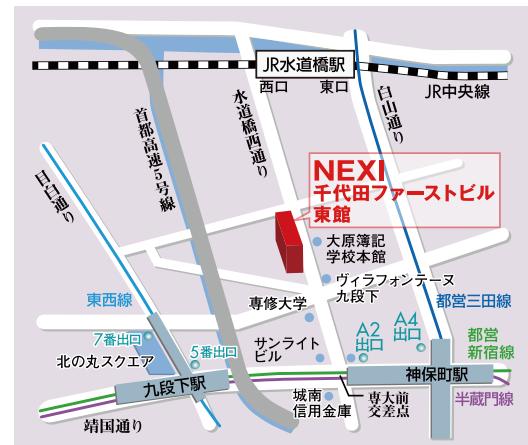


#### ■交通:

神保町駅 A2番出口から徒歩5分

九段下駅 7番出口から徒歩7分

JR 水道橋駅 西口から徒歩5分



### 【大阪支店】

〒541-0041

大阪市中央区北浜3-1-22

あいおいニッセイ同和損保淀屋橋ビル8階

Tel.06-6233-4019 Fax.06-6233-4001



#### ■交通:

淀屋橋駅 1番出口から徒歩1分



商品概要については別冊「貿易保険(商品概要)」をご覧ください。

本店:査定・回収部

通話料無料 0120-673-094

Fax 03-3512-7676

<https://www.nexi.go.jp/>

動画配信中



# 貿易 保険

## 事故手続き



## 保険事故発生から 保険金請求までのお手続き

### 対象保険種

貿易一般保険

中小企業・農林水産業輸出代金保険

限度額設定型貿易保険

簡易通知型包括保険

Case 01 ▶ 船積後 P03



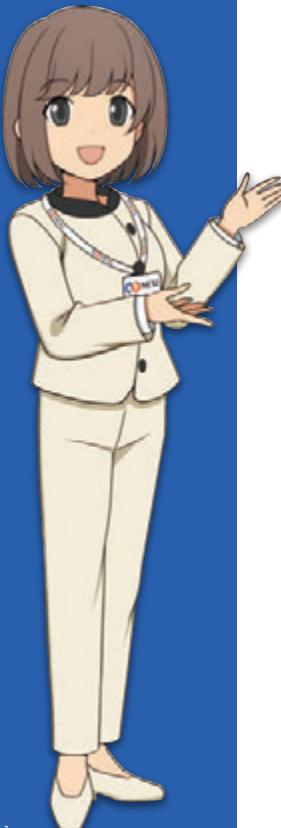
Case 02 ▶ 船積前 P25



船積後の事故について  
(代金回収不能事故)

船積前の事故について  
(輸出不能事故)





このパンフレットは、貿易保険についての保険事故から保険金請求に至る手続きを簡潔に説明したものです。詳細については、各種保険パンフレット、保険約款・運用規程・手続細則等をご確認ください。  
なお、ご契約にあたっては、重要事項説明書を必ずご確認ください。

## 船積後の事故について（代金回収不能事故）

1. 船積後の保険事故のフロー図 ..... P3~4
2. どのような事故が保険の対象となりますか? ..... P5~6
3. 延滞が発生したときに行なうことは? ..... P7~8
4. 手続きその1 損失等発生通知・入金通知 ..... P9~10
5. ご注意ください! 損失の最小化に努めてください ..... P11~12
6. 手続きその2 保険金請求 ..... P13~14
- 7.<船積後の事故>保険金請求に必要な書類 ..... P15~16
8. 手続きその3 保険金の受け取り ..... P17~18
9. 保険金を受け取るための注意点 ..... P19~20
10. 債権回収ステージ ..... P21~24

## 船積前の事故について（輸出不能事故）

1. 船積前の保険事故のフロー図 ..... P25~26
2. このような事故が該当します ..... P27~28
3. 船積みができなくなったら行なうことは? ..... P29~30
4. 手続きその1 損失等発生通知・入金通知 ..... P31~32
5. 手続きその2 保険金請求 ..... P33~34
- 6.<船積前の事故>保険金請求に必要な書類 ..... P35~36
7. 手続きその3 保険金の受け取り ..... P37~38

# ▶ 貿易保険はどんなリスクから守ってくれるの?

## 国のリスク

### カントリーリスク・非常危険

- 為替取引の制限・禁止、輸入制限・禁止
- 戦争、内乱、革命、テロ行為
- 支払国に起因する外貨送金遅延
- 制裁を目的とした高関税
- 経済制裁
- 收用
- 日本以外で生じた自然災害

## 取引先のリスク

### 信用危険

- 契約相手方の破産、破産に準ずる事由
- 代金決済期日からの3ヶ月以上の不払い（商品クレーム等、輸出者に責ある場合を除く）
- 外国政府等を取引先とする場合には、輸出契約等の一方的キャンセルについてもカバー

これらの事態発生により

## 貨物代金が回収できないことにより被る損失

## 船積後のリスクをカバー

**支払日はもうとっくに過ぎているんですよ!**



Case 01 ▶ 船積後 P03

## 貨物を船積できないことにより被る損失

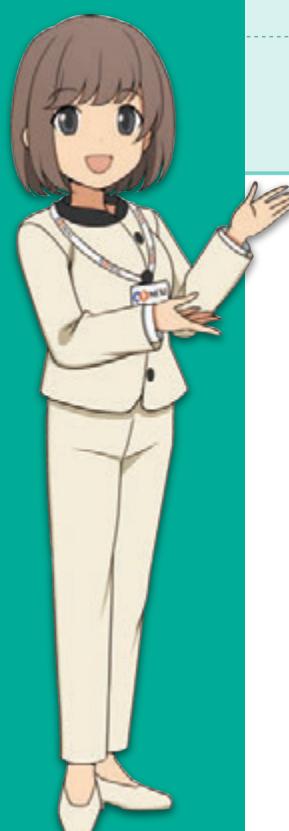
## 船積前のリスクをカバー

社長が言ってた会社が倒産したってニュースになっていましたよ



Case 02 ▶ 船積前 P25

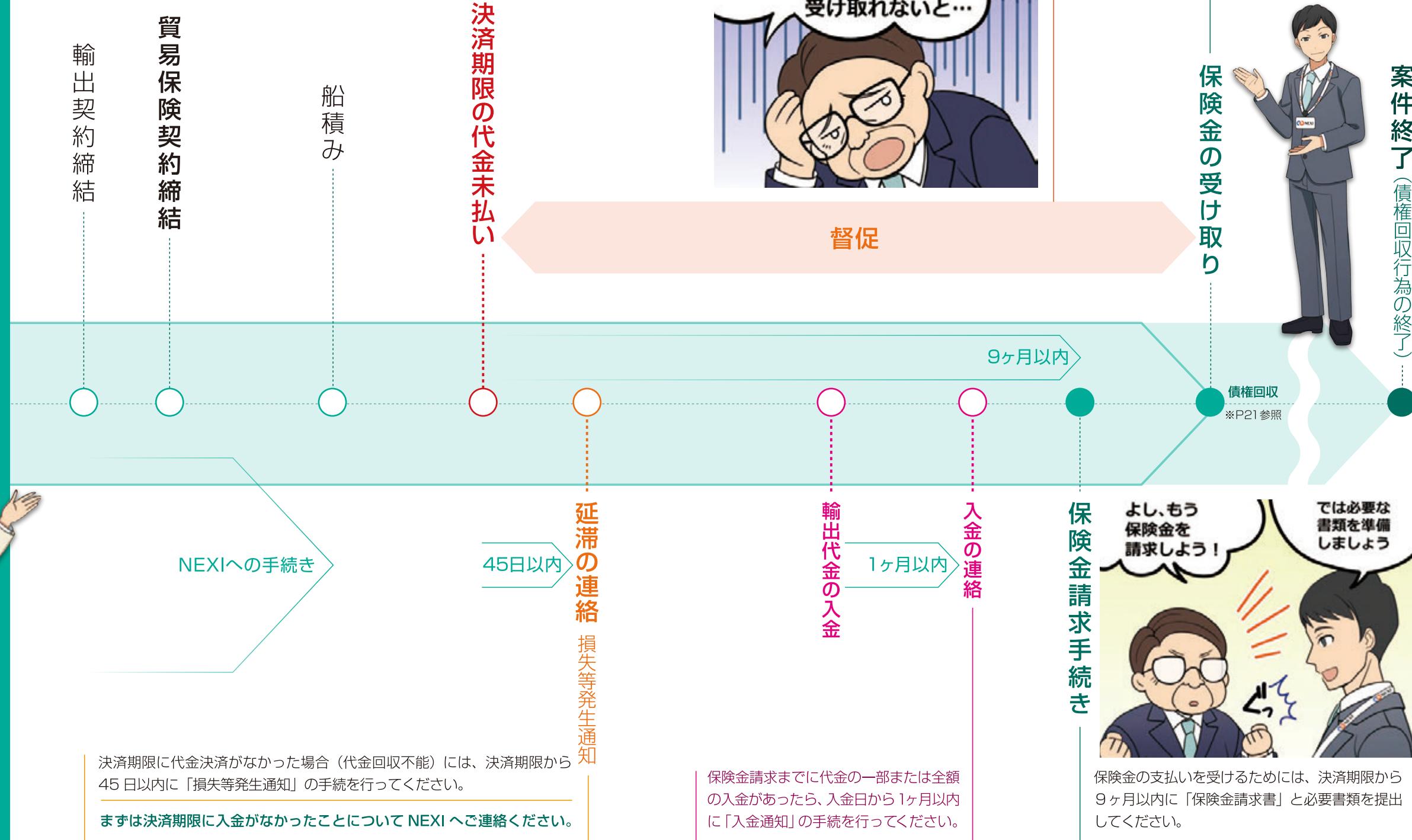
# 船積後のバイヤーからの輸出代金回収不能事故



## ▶船積後の保険事故のフロー図

### バイヤーの債務履行遅滞のフロー

※バイヤーとは輸出契約等の相手方をいいます。





## ▶ どのような事故が 保険の対象となりますか？

非常危険

外貨送金遅延

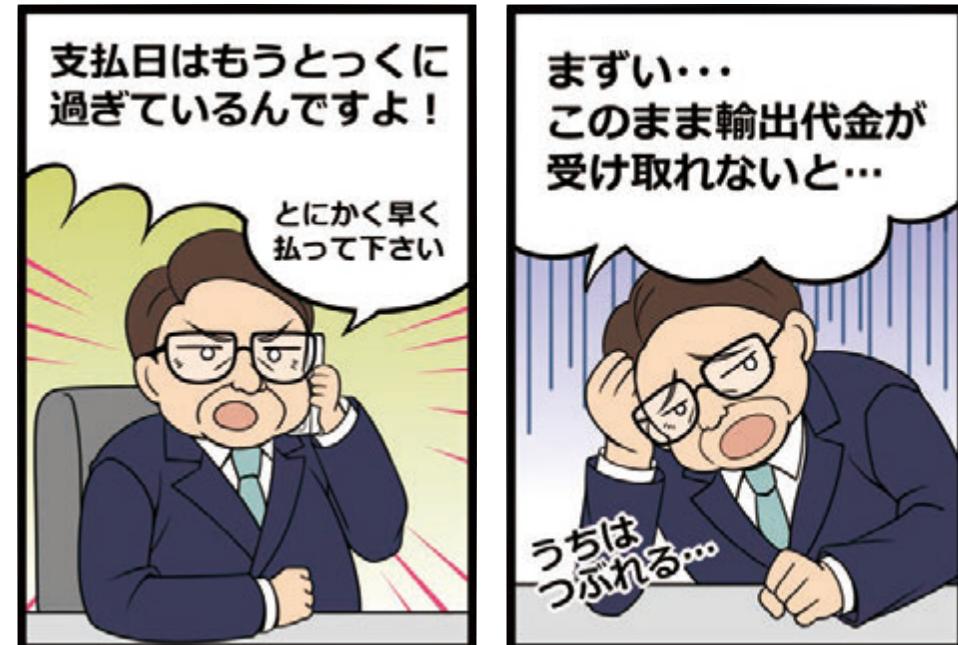


仕向国における輸入禁止



信用危険

3ヶ月以上の履行遅滞(バイヤーの資金繰り悪化・会社更生)



バイヤーの破産



代金回収ができないことにより被る損失



# 延滞が発生したときに行うこととは？

1

## 輸出契約書類の確認

- 契約書の原本はお手元にありますか？
- 輸出契約書に双方のサインは入っていますか？



2

## バイヤーへの督促の実施

- 可能であれば、決済期限の前から期日通り支払うようにバイヤーへ連絡してください。
- 電話だけでなく、記録の残るレターやメール、面談の場合は面談録を残してください。



3

## バイヤーの債務の確認

- バイヤーと連絡が取れているうちに、延滞額についての債務確認書(支払義務を負うバイヤー権限者のサイン入り)を取得しましょう。(保険金をお支払いするためには、バイヤーの債務の確認が必要です。)

### 債務確認書例



バイヤーが債務を認識していること、及びクレームが存在していないことを確認するための書類です。バイヤーの権限者のサインのある債務確認書を取得していくことが最も効果的です。書面での取り付けが困難な場合は、メールでの債務確認をお願いします。

- メールで債務確認を行う場合に記載すべき項目  
輸出契約番号、インボイス番号、決済期限、決済予定額等

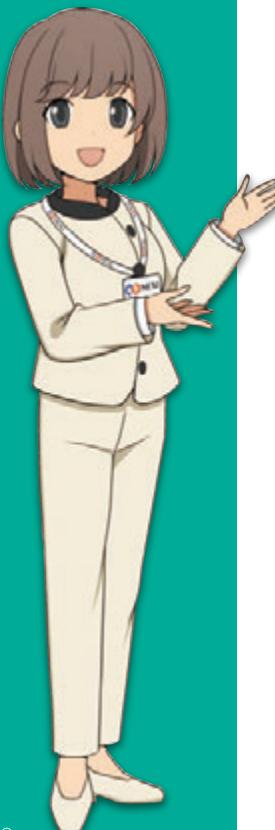
4

## 債権届の実施、債権者集会への参加

- バイヤーが破産した場合、バイヤーが所在する国の破産法等に基づき、破産手続きに参加するための届け出等の手続きが必要です。債権者集会への参加が必要となる場合がございます。



お願い：債権届出等に費用かかる場合、その取り扱いについては事前にNEXIへご相談ください。



# ▶損失等発生通知・入金通知

決済期限にバイヤーから入金がなく、代金回収不能となったら、NEXIへ保険事故発生のご連絡をお願いいたします（「損失等発生通知」のお手続き）。「損失等発生通知」の通知期限は、実際の決済期限から45日以内です。

## 手続方法

### 貿易一般保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険の場合

Webサービスを通じて通知を行ってください。（画面での通知は受け付けておりません。）

## Q&A

### 損失等発生通知

- 商品クレームや銀行の手続き遅れの場合でも通知は必要ですか？→必要となります。
- 延滞利息は保険の対象ですか？→保険の対象とはなりません。
- 決済期限から45日目が土日・祝日の場合は、いつまでに通知が必要ですか？  
→NEXIの翌営業日までにお手続きください。
- 万が一、通知が45日を超過してしまった場合はどうしたら良いでしょうか？  
→遅れてしまった理由をご説明いただきます。
- 「決済期限」は保険契約上の決済予定日ですか？  
→輸出契約等に定める決済期限を指します。
- 事情発生通知の提出は必要ですか？  
→決済期限前にバイヤーが破産する等により損失を被る恐れがある場合はご提出が必要です（中小企業・農林水産業輸出代金保険を除く）。

## 手続き...その1

また、「損失等発生通知」後に、バイヤーから一部又は全額の入金があった場合は、NEXIへ入金の通知をお願いいたします（「入金通知」のお手続き）。「入金通知」の通知期限は、入金があった日から1ヶ月以内です。

### それ以外の保険の場合

最新の様式は、NEXIのホームページの「申請様式類ダウンロード」からご確認ください。  
<https://www.nexi.go.jp/form/index.html>

各種様式をダウンロードして内容記入のうえ通知してください。

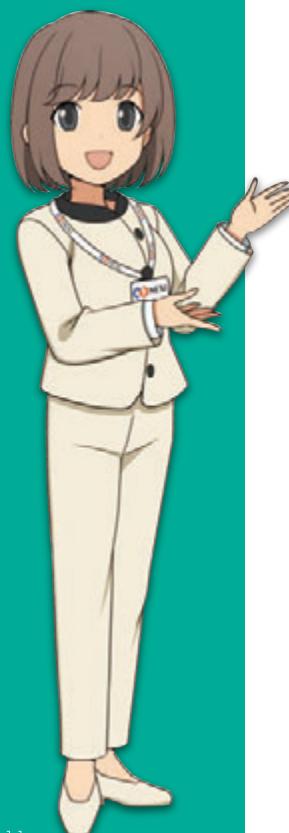
### 入金通知

- 同じ取引について複数回に亘り入金がありました。  
入金通知はまとめて1通で良いでしょうか？  
→入金日毎に入金通知のお手続きを行ってください。
- 延滞利息分の入金がありました。通知は必要ですか？  
→中小企業・農林水産業輸出代金保険、簡易通知型包括保険以外の保険種については通知が必要です。
- 入金日から1ヶ月後が土日・祝日の場合は、いつまでに通知が必要ですか？  
→NEXIの翌営業日までにお手続きください。
- 万が一、通知が1ヶ月を超過してしまった場合はどうしたら良いでしょうか？  
→遅れてしまった理由をご説明いただきます。

※お手続き方法につきましては、各保険種の約款、手続細則、運用規程をご確認ください。

代金回収ができないことにより被る損失





## ▶ご注意ください！ 損失の最小化に努めてください

貿易保険をかけているお取引についても、貿易保険をかけていないお取引と

### 債権保全義務



#### 債権保全義務違反となる例

- 同じバイヤー向けの取引で支払遅延が発生したが、追加の貨物を出荷してしまった。
- バイヤーの財務状況等の調査を適切に行わなかったため、資金繰りが悪化している状態にもかかわらず、貨物を出荷してしまった。
- バイヤーから「資金繰りが悪化している」、「破産手続きに入る」等の情報を聴取していたが、大丈夫だろうと考え貨物を出荷してしまった。

## 手続き ... その 1

同等の注意をもって債権の保全、損失の拡大防止と軽減を図ってください。

### 損失防止軽減義務



#### 損失防止軽減義務違反となる例

- 決済期限の管理を怠り、バイヤーへ適切な督促等が行えなかった。
- 対応が面倒だったため、バイヤーへの督促を長期に亘り行わなかった。
- 貨物代金を請求する権利を時効によって消滅させてしまった。
- 破産手続開始決定、会社更生手続開始決定等の法的手続きにより債権届出等現地法に定められた必要な措置を講ずることを失念した。

※詳細につきましては、各種重要事項説明書、保険約款、運用規程、手続細則等をご確認ください。



## 船積後の保険事故

# ▶保険金請求



## 手続き ... その2

保険金を請求される場合には、P15~16の必要書類のご提出が必要となります。必要書類の記入方法や用意する書類についてご不明な点があればNEXIへご相談ください。

保険金請求のお手続きの期限は、原則として決済期限から9ヶ月以内です。

※Webサービスを通じた保険金受取口座の登録が必要です。

### 保険金の請求期間

保険事故の種類	請求可能となる日	請求期限
非常事故・バイヤーの破産	損失等発生通知日	決済期限から9ヶ月以内
バイヤーの不払い	決済期限から3ヶ月経過後	決済期限から9ヶ月以内

### Q&A

#### 保険金請求

1. 保険金は契約通貨で受け取ることができますか?  
→契約が外貨建ての場合、輸出契約締結日と決済期限を比較し円高の日のNEXI所定のレートで換算した円貨で保険金をお支払いいたします。
2. 保険金請求期限内に請求ができない時はどうしたら良いでしょうか。  
→ご事情によっては保険金請求期限の延長ができます。NEXIへご相談ください。
3. 保険金請求期限の延長には手数料はかかりますか? →かかりません。
4. 保険金はいつ頃受け取ることができますか?  
→保険金請求書と必要書類をいただいてから、約款に定める期間(2ヶ月以内、中小企業・農林水産業輸出代金保険は1ヶ月以内)にお支払いいたします。

代金回収ができないことにより被る損失





## NEXI 所定の書類

NEXI のホームページからダウンロードできます。



●必須 ○該当する場合

- 保険金請求書
- 保険金請求経緯書
- 債権一覧表(企業総合保険、簡易通知型包括保険の場合)
- 権利行使等委任状(回収に関する書類)

非常事故	信用事故
●	●
●	●
—	●
●	●

## お客様とバイヤーとのやり取りに関する書類

### 未決済であること・未決済金額が確認できる書類

【以下のいずれか】

- バイヤーからの債務確認書
- バイヤーが債務を認識していることが分かる内容のメール
- 手形・L/C 決済の場合: 銀行が発行する未決済額確認書類

非常事故	信用事故
●	●

### 損失防止軽減義務等の履行を確認できる書類

- バイヤーへ支払督促した際のメール、面談記録等
- 保険対象債権の時効中断のために行った措置の内容
- 保証人への履行請求、担保権行使、貨物保全等債権保全のために行った権利行使の内容
- 破産等の場合、弁護士等への債権取立依頼、債権届出及び届出債権の認否、法的措置の実施内容等がわかる書類
- 当該事故案件の船積日前 6 ヶ月間に決済期限が到来した取引の入金実績

【例】船積日が7月15日であった場合、1月15日～7月15日までの取引内容とその入金日

非常事故	信用事故
●	○
○	○
○	○
—	○
○	○

## お客様にご用意いただく書類

●必須 ○該当する場合

### 輸出契約に関する書類

- 輸出契約書類の写し(契約当事者のサインが確認できるもの)
- 基本契約書を締結している場合は、その写し
- 輸出契約内容を変更している場合は、内容変更後の契約書の写し

非常事故	信用事故
●	●
○	○
○	○

### 船積の内容を確認できる書類

- B/L、インボイス等、船積書類の写し
- 仲介貿易の場合で、指図式の B/L (荷受人の表記が「To Order」のもの) の場合は、B/L 表面に加え、裏面の写し
- 手形、保証状の写し

非常事故	信用事故
●	●
○	○
○	○

### 保険事故を確認できる書類

- ※3ヶ月以上の履行遅滞の場合は、不要
- 相手国等の規制及び措置に関する法令
  - バイヤーのローカル・デポジットの証明書の写し  
(現地通貨の預金額)
  - バイヤーが行った外貨割当申請書の写し
  - 相手国の戦争・自然災害等の事実を報道した新聞記事の写し
  - 破産手続き開始の決定についての現地裁判所の公告
  - 破産管財人の決定等、破産手続きの開始を証する書類

ご相談ください	—
○	—
○	—
○	—
○	—
—	—
—	—
—	—
—	—



※各保険種の手続細則をご確認ください。その他、事故の内容に応じて、追加書類をお願いする場合がございます。





## ▶保険金の受け取り



## 手続き ... その 3

保険金請求日から 2ヶ月以内に保険金をお支払いいたします。  
(中小企業・農林水産業輸出代金保険の場合は 1ヶ月以内)

※NEXI の社内手続き完了後、「保険金支払額」、「支払日」等の内容を記載した「保険金支払のお知らせ」を送付いたします。

※書類の不備があるときや、調査のために特に日数を要するときは、所定の期間内にお支払いできない場合があります。

### 保険金の受取額の計算例

※貿易一般保険の場合



#### 事故事由 : 3ヶ月以上の履行遅滞(信用事故)

延滞している貨物代金 : US\$10,000.00  
輸出契約締結日のレート ..... US\$1 = 110.00 円  
決済期限のレート ..... US\$1 = 100.00 円  
保険価額 ..... 1,100,000 円  
保険金額 ..... 990,000 円

$$\text{US\$}10,000.00 \times 100.00 \text{ 円} = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$1,000,000 \text{ 円} \times \text{てん補率 } 90\% = 900,000 \text{ 円}$$

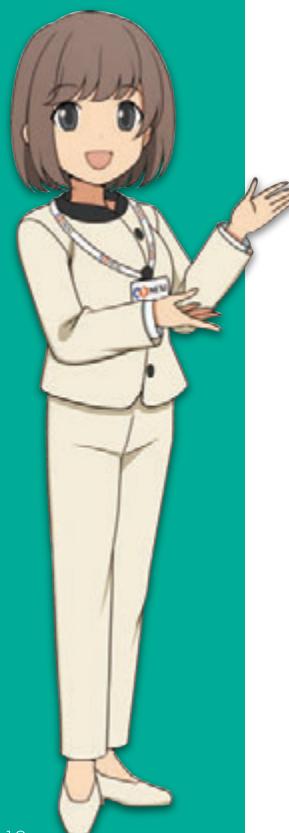
**お受取額 : 900,000 円**



注1: 円換算する際に適用する外国為替レートは、輸出契約締結日又は決済期限のいずれか円高の日の NEXI 所定の外国為替レートを適用します。

注2: 1円未満の端数は切り捨てとなります。

注3: お支払額は、保険契約上の保険金額が上限となります。



## ▶保険金を受け取るための注意点

以下に該当する場合などは、保険金の請求やお受け取りができませんのでご注意ください。そのほか保険金をお支払いできない場合の例は、重要事項説明書をご覧ください。

### 1.保険料の未払い



### 2.商品クレーム



### 3.輸出契約書類の原本の紛失



※保険金請求時は輸出契約書の写しをご提出頂きますが、原本は請求以降もお客様にて保管をお願いします。

代金回収ができないことにより被る損失

## ▶保険金をお支払できない事例

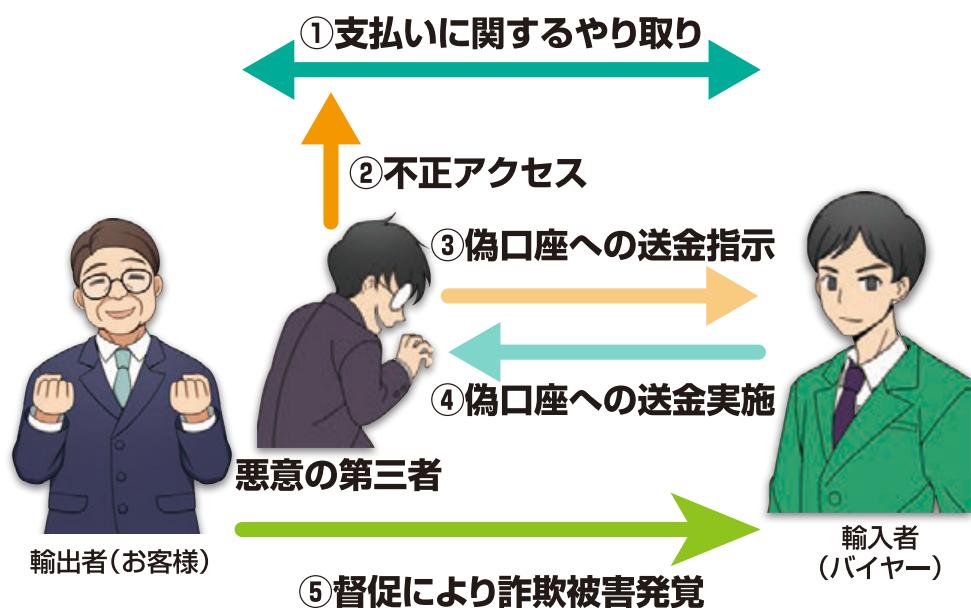
### 1.なりすまし

近年、輸出者とバイヤーの間に詐欺グループが介在した取引や、悪意の第三者者がバイヤーになりました取引の相談が増えています。このような場合、保険の対象となっている海外企業A社との輸出契約は存在しないため、保険金をお支払できません。



### 2.ビジネスメール詐欺(Business Email Compromise)

バイヤーが詐欺被害に遭い、偽口座に送金させられる事案が増えています。バイヤーが輸出者のセキュリティーに原因がある等と主張し、保険金請求に必要な債務確認をバイヤーから取れず保険金をお支払できません。



# NEXI のグローバルネットワークで債権を回収します。



## ▶ サービサー回収制度

サービスとは、債権者から委託を受けて債権の管理・回収を行う専門会社、又は弁護士事務所をいいます。

サービス活用のメリットとして、債務者への督促等、回収業務アウトソースによるお客様の業務負担軽減に加え、債務者所在国固有の債権回収に関する慣習、法制度に関するサービスの知見・情報を利用できる点等があります。

### NEXIが提携しているサービスの例



## ▶ サービサー回収と被保険者回収

### NEXIに対する権利行使等委任

保険金請求時に、保険金請求対象となる輸出契約等に係る権利について、権利行使等をする権限をNEXIに委任いただきます。

#### <サービス回収とする場合の例>

- ・被保険者に回収行為に割ける十分な人的リソースがなく、サービスの方が現地交渉等、債務者に効率的にアプローチできる場合
- ・債務者が所在する国の法制度や慣習についての知見を必要とする場合

#### <被保険者回収とする場合の例>

- ・債務者との協議が可能であり、過去の取引関係等から、第三者であるサービスより被保険者が協議にあたった方が、回収可能性が高いと考えられる場合
- ・債務者の破産手続開始がすでに決定している場合(債権登録等、被保険者でなければ行えない手続きが回収活動の主となるため)

※回収方針が決定しましたら、サービス回収、被保険者回収とも「指示書」をお客様にお送りします。  
回収協力義務に基づいて「指示書」記載の指示にご協力いただきます。

案件の状況により、お客様側で回収交渉を継続いただくことが合理的と判断される場合には被保険者回収を、サービスによる回収が合理と考えられればサービス回収とNEXIにて決めさせていただきます。被保険者回収の場合、NEXIからお客様へ必要な回収行為実施のお願いをすることがあります、その際は指示通り回収に協力いただく必要があります。  
回収ステージには、主に以下の4つの回収に関する義務があります。  
(②は被保険者回収の場合のみ)

#### ① 回収協力義務

回収に必要な措置の実施をNEXIより被保険者に指示する場合がありますが、その場合は被保険者にはその指示に従って回収に協力する義務があります。

#### ② 履行状況報告義務

回収協力義務の指示内容の履行状況について定期的なご報告をお願いいたします。  
(報告頻度)決済期限から2年以内 : 3ヶ月に1度  
決済期限から2年経過後 : 1年に1度

#### ③ 情報提供義務

サービス回収、被保険者回収とも、債務者の財産に対し、何らかの法的手続(※)が行われたこと又は既に行われている法的手続に変化が生じたことを知った時には、②履行状況報告義務とは別に遅滞なく報告いただく必要がありますのでご留意ください。

※破産手続、特別清算手続若しくはこれに準ずる手続、又は会社更生手続、民事再生手続若しくはこれに準ずる手続

#### ④ 回収金の納付義務

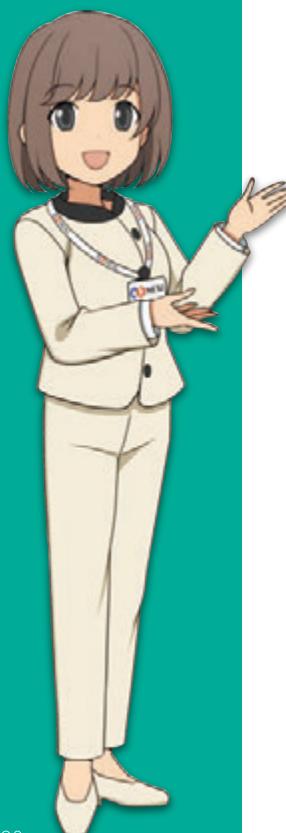
債務者からお客様へ直接支払があった場合には、回収金受領日から1ヶ月以内にNEXIへ回収金通知書を提出してください。NEXIはお客様とNEXIの間の回収金配分を計算し、配分結果をお客様へ通知するとともに、代位債権(※)分に応じた回収額について、お客様へ請求書を送付いたします。お客様は指定された日までにNEXIの口座にお振り込みください。  
通知の提出、回収金の納付の期限を過ぎてしまふと延滞金利が発生しますので、期限内に通知や納付を行ってください。

(※) 代位比率(支払保険金額／損失額)に基づき NEXI が取得する権利をいいます。

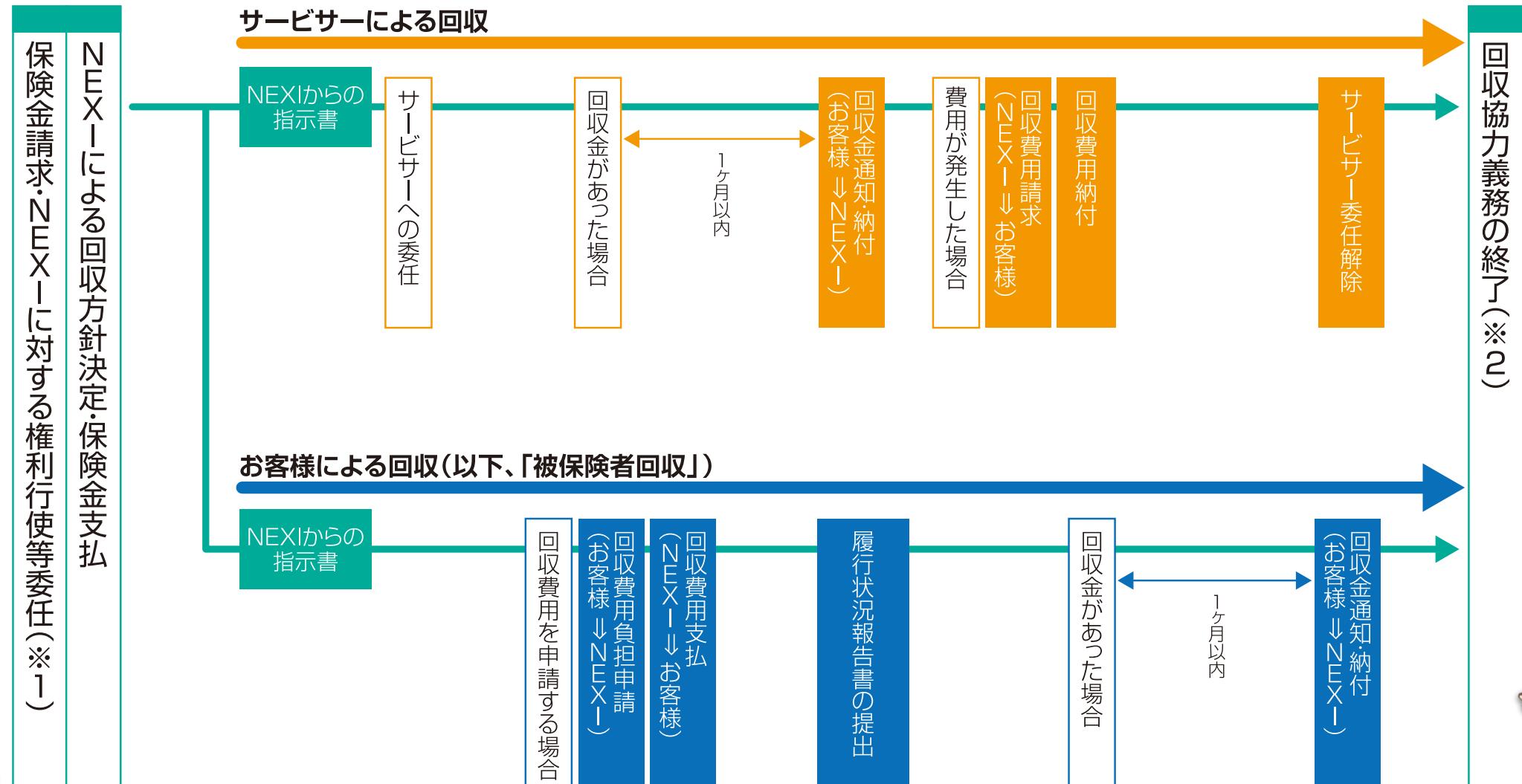
例えば、貿易一般保険の船積後信用事故による保険金支払がなされた場合、代位比率は通常約 90%となります。



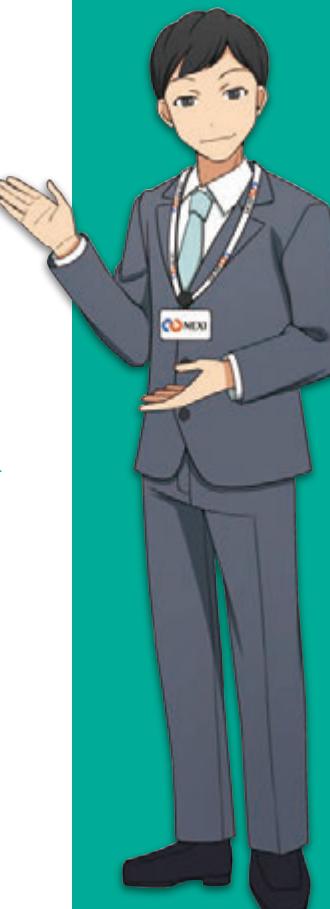
## 債権回収について



## ▶債権回収ステージ



代金回収ができないことにより被る損失



## ▶回収費用の負担

- 回収の実施のために必要となる費用やNEXIの要請内容の履行のために必要な費用がある場合には、NEXIから事前承認を得た上で、費用負担を申請することができます。
- 回収費用は、NEXIとお客様の債権額に応じた按分負担となります。
- 案件終了時、最終的に回収費用が回収金を超過していた場合は、超過分費用について精算し、NEXIが全額負担いたします。  
(但し、貿易一般保険、中小企業・農林水産業輸出代金保険、限度額設定型貿易保険、簡易通知型包括保険以外の保険種では、回収金を上回る回収費用は被保険者負担となります)。

### （費用一例）

- サービス回収時のサービスの成功報酬（※）、債務者との回収交渉を目的とした渡航費、現地滞在費、債務者の信用調査費用、法的費用、弁護士費用

※サービスに支払う対価は原則として成功報酬制ですが、調査費用や訴訟等の法的手続を行う場合の費用等が別途発生することがあります。

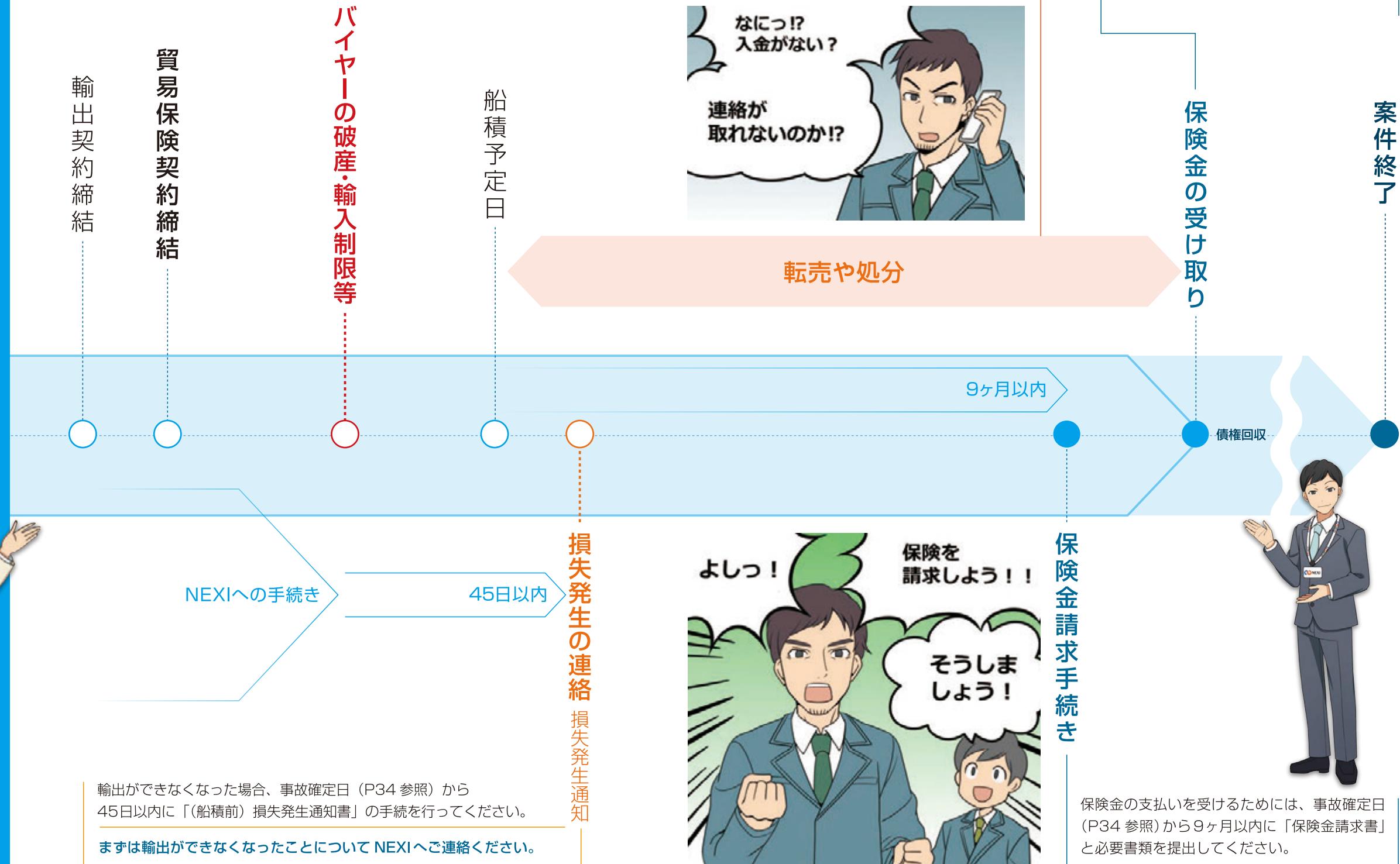
※回収費用を申請できる時期は年2回（保険金請求日が属する月及びその6カ月後の月）です。

# 船積前の輸出不能事故



## ▶船積前の保険事故のフロー図

### 輸出不能事故のフロー



## ▶ このような事由(保険事故)が該当します

## 非常危険

## 仕向国における輸入禁止



## 信用危険

## バイヤーの破産・会社更生



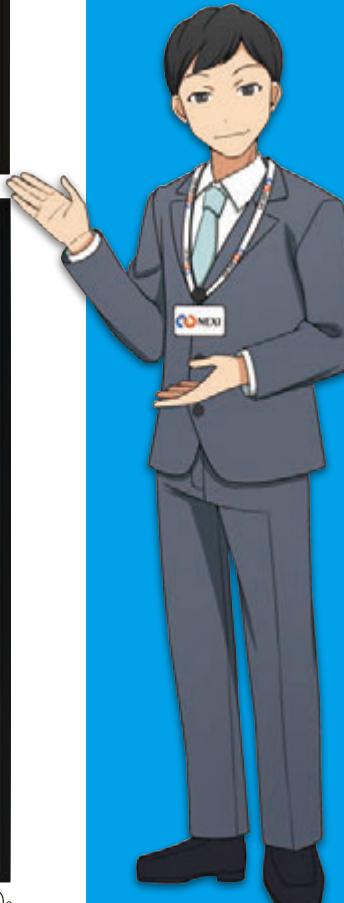
## ▶ このような事故は対象となりません

## 例) バイヤーの資金繩り悪化

※バイヤーが破産手続きや会社更生手続きに入った場合に対象となります。



※てん補される事由については、各保険種の約款や商品パンフレットをご確認ください。



1

## 輸出契約書類の確認

- 契約書の原本はお手元にありますか？
- 輸出契約書に双方のサインは入っていますか？
- 契約のキャンセルについての規定はありますか？



## 輸出契約のキャンセル

貨物の転売等の処分のために輸出契約をキャンセルされる場合は、キャンセルする前にNEXIへご一報ください。

2

## 債権登録、債権者集会への参加

- バイヤーが破産した場合

注意：債権届出等に費用がかかる場合は、NEXIへご相談ください。



3

## 貨物の処分

- 転売をするなどして貨物の処分を行っていただきます。

保険金の支払対象は貨物処分後の実際に損失を被った額となります。



輸出不能により被る損失





※事故確定日については、P34 の「参考：事故発生日・事故確定日」をご参照ください。

**船積みができない恐れがある場合、NEXIへご相談ください。**

事故確定日（船積期日から 2 ヶ月を経過した日、輸出契約の破棄通知日等）から 45 日以内に「損失発生通知書」を NEXI へご提出ください。

また、損失発生通知後に入金があった場合、入金通知の手続きを行ってください（入金日から 1 ヶ月以内）。

## Q&A

### 損失発生通知

- Web からの通知は可能ですか？→[様式での通知のみです。](#)  
ホームページから様式をダウンロードして内容記入のうえ通知してください。
- 事故確定日から 45 日目が土日・祝日の場合は、いつまでに通知が必要ですか？→[NEXI の翌営業日が提出期限です。](#)
- 万が一、通知が 45 日を超過してしまった場合はどうしたら良いでしょうか？→[NEXI へご相談ください。](#)



## 手続き方法

最新の様式は、NEXI のホームページの「申請様式類ダウンロード」からご確認ください。  
<https://www.nexi.go.jp/form/index.html>

別紙様式第 7-1 貿易一般保険(船積前)損失発生通知書	
株式会社日本貿易保険 御申	提出日 年 月 日
被保険者名 代表者氏名 住所	印
被保険利用者コード	
1. 保険種 2. 保険証券番号 3. 種別 4. 事故発生日 5. 事故確定日 6. 船積予定期 7. 仕向国 8. 被保険者等の相手方 9. 保証金等、追従の受取の有無 10. 保証金等の金額 11. 保証金等の内容	
12. 製約通貨 13. 船積予定期(14. 船積港 + 15. 未船積) 14. 被保険 15. 未船積 16. 損失発生額	
損失発生に至った経緯等 (発件概要) (事故発生日に至った経緯) (本通知提出までに実施されたこと) (今後の見込みや対応予定) (未通知書の提出が被保険者が発生してから 45 日を超えた場合は、添付書の提出が義務化した理由を記入してください。)	
損失等発生通知書の提出 提出部署名 提出部署名 E-mail アドレス	
NEXI記入欄 受理日: 年 月 日	

損失等発生通知書のイメージ

別紙様式第 9-1 貿易一般保険(船積前)入金通知書	
株式会社日本貿易保険 御申	提出日 年 月 日
被保険者名 代表者氏名 住所	印
被保険利用者コード	
1. 保険種 2. 保険証券番号 3. 種別 4. 事故発生日 5. 入金日	
6. 製約通貨 7. 入金額(振込) 入金状況及び今後の回収見込等	
(本通知書の提出が入金日から 1 ヶ月を超えた場合は、通知の提出が遅延した理由を記入してください。)	
提出部署名 提出部署名 E-mail アドレス	
NEXI記入欄 受理日: 年 月 日	

入金通知書のイメージ

各種様式をダウンロードして内容記入のうえ通知してください。

### 入金通知

- 船積不能の原因だった非常危険の事由が解消したので船積が可能となりました。  
どのような手続きが必要ですか？  
→[NEXI へご連絡ください。](#)
- 入金日から 1 ヶ月後が土日・祝日の場合は、いつまでに通知が必要ですか？  
→[NEXI の翌営業日までにお手続きください。](#)
- 万が一、通知が 1 ヶ月を超過してしまった場合はどうしたら良いでしょうか？  
→[NEXI へご相談ください。](#)

※お手続き方法につきましては、各保険種の約款、手続細則、運用規程をご確認ください。





## 保険金請求



請求期限は、事故発生日ではなく、事故確定日から起算します。

保険金の支払いを受けるためには、「保険金請求書」と必要書類を提出してください。保険金を請求できる期間は、事故確定日から9ヶ月間です。  
※Webサービスを通じた保険金受取口座の登録が必要です。

### 輸出不能事故で対象となる金額

#### <輸出契約金額 CIF 110>

Insurance 5 (海上保険料 5)	
Freight 5 (海上運賃 5)	
FOB 100 (利益 10)	
(製造・仕入原価 90)	

#### <船積前事故填補>

対象外

対象

※転売やスクラップ等による入金は控除  
(要した費用は入金額を限度にNEXIが負担)

## 手続き ... その2

### 輸出不能事故請求時の留意点

※貿易一般保険の場合

貨物代金は、輸出契約締結日の外国為替レートを以て、邦貨に換算いたします。  
以下の金額はその額が確定した日の外国為替レートで邦貨に換算し、損失額から控除します。

1. 貨物を処分（転売等）することにより、取得した又は取得予定金額  
ただし、処分に要した費用は、取得した金額の範囲内でのお支払いとなります。
2. 賠償請求権又は保証債務履行請求権行使したことにより、取得した又は取得予定金額。
3. NEXIへ権利行使等委任を行うことにより、取得した金額又は取得予定金額。
4. 支出を要しなくなった費用  
ただし、供給契約の解除や解約を行うことにより発生した違約金や損害賠償請求額は、支出を要しなくなった金額の範囲内で保険の対象となります。
5. 期待利益
6. 前受金

「その額が確定した日」とは

- ・取得した金額：貨物の処分契約の締結日、取得予定金額：貨物の処分契約の締結日
- ・処分に要する予定の金額、処分に要した費用：当該費用を支出又は送金した日

「処分に要した費用」とは

金利、倉庫保管料、貨物を再輸出した場合の加工費、梱包費、運送費、保険料、手数料  
(証拠書類が必要となります。)

### 参考:船積前事故における事故発生日と事故確定日

※貿易一般保険の場合

貿易一般保険約款におけるてん補事由(約款第4条)		輸出契約等で定める船積期日前	輸出契約等で定める船積期日後
号		当該事由によって輸出契約等が破棄された場合	当該事由によって輸出契約等が破棄された場合
1	外国における為替取引の 制限 禁止		発生日=船積期日 確定日=破棄通知の発信日 発生日、確定日=当該禁止措置が実施された日
2	仕向国における輸入の 制限 禁止		発生日=船積期日 確定日=破棄通知の発信日 発生日、確定日=船積期日から2ヶ月を経過した日
3	政府間合意に基づく債務譲延べ協定、 又は支払国に起因する外債返済遅延		
4	現地通貨決済をもって債務弁済を有効とする支払国の法令の制定／外國の州・政府等による債務の全部・一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定	発生日、確定日 =破棄通知日の発信日	発生日=船積期日 確定日=船積期日から2ヶ月を経過した日
5	外国の政府・州政府等による収用		
6	外国の政府・州政府等による債務の全部・一部の決済を妨げる違法又は差別的な措置又は決定		
7	国際連合、その他の国際機関又は仕向国外の国による経済制裁		
8	本邦外において生じた事由 (戦争、革命等、輸送の途絶) 本邦外において生じた事由 (天災、原子力事故)		
9	前号以外の本邦外で生じた事由であって、輸出契約等の当事者の責めに帰すことができないもの		
10	外為法による輸出等の 仲介貿易貨物の販売等の 制限 禁止	発生日、確定日=当該制限により輸出または販売できないことの確認を経済産業省から受けた日 発生日、確定日=当該禁止措置が実施された日	発生日、確定日=船積期日から2ヶ月を経過した日
11	外国の政府等からの一方的契約破棄等	発生日、確定日=破棄通知または解除通知の発信日	発生日=船積期日
12	相手方の破産手続きの開始決定	発生日、確定日=破産手続き開始の決定の宣告を受けた日	発生日=船積期日
13	相手方の破産手続きの開始決定に準ずる事由	発生日、確定日=支払い不能状態となった日	発生日=船積期日からNEXIがその都度定める期間を経過した日

※各保険種の約款、手続細則、運用規程をご確認ください。



## NEXI 所定の書類

NEXI のホームページからダウンロードできます。



●必須 ○該当する場合

- 保険金請求書
- 保険金請求経緯書
- 権利行使等委任状(回収に関する書類)

非常 事故	信用 事故
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

## 保険事故を確認できる書類

- 相手国等の規制及び措置に関する法令
- バイヤーのローカル・デポジットの証明書の写し  
(現地通貨の預金額)
- バイヤーが行った外貨割当申請書の写し
- 相手国の戦争・自然災害等の事実を報道した新聞記事の写し
- 破産手続き開始の決定についての現地裁判所の公告
- 破産管財人の決定等、破産手続きを開始を証する書類
- 会社更生手続、民事再生手続、特別清算手続等の場合は、裁判所の公告等手続きの開始を証する書類

非常 事故	信用 事故	ご相談ください
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—

## お客様とバイヤーとのやり取りに関する書類

## 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類

- 損害賠償請求権を使用し、督促を行ったことが分かる書類
- 破産等の場合、債権届出及び届出債権の認否、法的措置の実施内容等が分かる書類

○	○
—	—

## 手続き ... その 2

## お客様にご用意いただく書類

●必須 ○該当する場合

## 輸出契約に関連する書類

非常 事故	信用 事故
<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

## 対象契約の成立及び内容が確認できる書類

- 輸出契約書類の写し (契約当事者のサインが確認できるもの)
- 基本契約書を締結している場合は、その写し
- 輸出契約内容を変更している場合は、内容変更後の契約書の写し



## 損失額を確認できる書類

【以下のいずれか】	○	○
■ 供給契約の写し	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
■ 製造原価計算書	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

## 貨物の転売、処分等に要した費用が分かる書類

■ 廃棄証明書及び処分に要した費用の請求書と出金伝票	○	○
■ 転売した場合	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
転売契約書		
転売貨物の B/L、インボイス		
倉庫保管料、運送費用、加工費用等が分かる書類		
■ 保険金請求前に入金があった場合は、入金を証する書類	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※各保険種の手続細則をご確認ください。その他、事故の内容に応じて、追加書類をお願いする場合がございます。





## 手続き ... その 3

輸出不能により被る損失

提出された書類内容等に不備のない限り、請求日から2ヶ月以内に保険金をお支払いいたします。

※査定終了後、「保険金支払額」、「支払日」等の内容を記載した「保険金支払のお知らせ」を送付いたします。

※書類の不備があるときや、調査のために特に日数を要するときは、所定の期間内にお支払いできない場合があります。

## 保険金の受取額の計算例

※貿易一般保険の場合

事故事由：バイヤーの破産（信用事故）
船積みできなかった貨物代金のFOB価格：US\$9,000.00
貨物の原価…………… US\$8,000.00
付保率（信用）…………… 80%
保険金額…………… 792,000円
輸出契約締結日のレート…………… US\$1 = 110.00円
転売により取得した金額…………… US\$5,000.00
転売契約締結日のレート…………… US\$1 = 100.00円
$(US\$8,000.00 \times 110.00) - (US\$5,000.00 \times 100.00)$
$= 380,000円$
$380,000円 \times てん補率 80\% = 304,000円$
<b>お受取額：304,000円</b>

注1：貨物代金を邦貨に換算する際には、輸出契約締結日の外国為替レートを適用します。

注2：転売に要した費用等を邦貨に換算する際は、その金額が確定した日のNEXI所定の外国為替レートを適用します。

注3：1円未満の端数は切り捨てとなります。

注4：お支払額は、保険契約上の保険金額が上限となります。

